

Noritake

第144回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月26日(木)
午前10時 (受付開始 午前9時)

場所 名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
本社

決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

インターネットまたは書面による
議決権行使期限
2025年6月25日(水)
午後5時15分まで

ノリタケ株式会社

証券コード：5331

電子提供制度のご案内



ウェブアクセス

会社法改正により、招集ご通知を簡素化してお届けしています。株主総会資料は、本ご通知でご案内のウェブサイト上でご確認ください。
(書面交付請求株主様へは、ウェブサイト上の株主総会資料を法令及び定款の定めにより書面にして同封しております)



代表取締役社長

東山 明

株主の皆様には、平素より当社をご支援いただきまして、心より厚く御礼申し上げます。当社の第144回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当期の業績は上半期は好調に推移しましたが、下半期は自動車関連の需要減少が影響し、売上高は前期比0.2%増の1,381億82百万円、営業利益は同4.6%減の102億13百万円となりました。

また、当期は第12次中期経営計画（2022年度から2024年度）の最終年度であり、「収益基盤の強化」と「成長領域への仕込み」に取り組んでまいりましたが、当初計画時から市場環境が大きく変化したため、経営数値目標については残念ながら未達に終わりました。

この厳しい結果を踏まえ、2021年に掲げたVISION2030（2030年度のありたい姿）を実現するべく、第13次中期経営計画（第13次計画）を策定し、5月9日に発表しました。第13次計画は「成長基盤の確立」を実現する期間と位置づけ、今後の成長が期待される領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）への事業転換に向けて、「選択と集中」を進めるとともに、強固な収益基盤を構築するため、積極的な投資を推進してまいります。加えて、既存事業のみに依らず、市場起点による事業横断の戦略的企業連携やオープンイノベーションの推進など、成長加速に向けた投資を行うことで新事業を創出してまいります。また、これら事業成長を後押しするためにも、経営基盤の高度化が重要であるとの認識のもと、引き続きサステナビリティ経営に取り組み、人的資本経営の強化とDXの推進に注力いたします。

第13次計画を着実に遂行することはもちろんのこと、株主還元の拡充をはじめ、資本コストや株価を意識した取り組みも実行してまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

連結業績ハイライト

売上高(単位:億円)

1,382億円
(前期比0.2%増) ↗



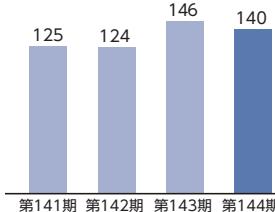
営業利益(単位:億円)

102億円
(前期比4.6%減) ↘



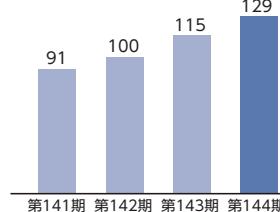
経常利益(単位:億円)

140億円
(前期比4.2%減) ↘



親会社株主に帰属する当期純利益(単位:億円)

129億円
(前期比12.7%増) ↗



事業別業績

工業機材事業

売上高 564億円 (前期比1.3%増)

営業利益 17億円 (前期比32.8%減)

セラミック・マテリアル事業

売上高 455億円 (前期比2.5%減)

営業利益 66億円 (前期比7.0%増)

エンジニアリング事業

売上高 291億円 (前期比1.8%増)

営業利益 19億円 (前期比12.5%減)

食器事業

売上高 72億円 (前期比3.3%増)

営業利益 0億円 (前期は1億円の営業損失)

連結財務状況

総資産(単位:億円)



純資産(単位:億円)



配当金

当期の期末配当については、1株につき70円(中間配当とあわせて年間135円)とすることといたしました。

配当金の推移(単位:円)



(注) 1. 連結業績ハイライト、事業別業績及び連結財務状況の各数値は、億円未満を四捨五入しております。

2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第143期以前の配当金については、比較の便宜上、分割後を基準とした数値を記載しております。

株 主 各 位

名古屋市西区則武新町三丁目1番36号

ノリタケ株式会社

代表取締役社長 **東 山 明**

第144回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、当社第144回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.noritake.co.jp/company/ir/sokai/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ノリタケ）または証券コード（5331）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月25日（水曜日）午後5時15分までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. **日 時** 2025年6月26日(木曜日)午前10時
2. **場 所** 名古屋市西区則武新町三丁目1番36号 本社
3. **目的事項**
報告事項
 1. 第144期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第144期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）計算書類の内容報告の件**決議事項**
 - 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. **招集にあたっての決定事項**
 - (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
 - (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- ◎ 株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

オンデマンド配信のご案内

株主総会の一部の様相について、本総会終了後から一定期間、その映像と音声を配信いたします。視聴希望の株主様は、以下のURLにアクセスしてください。

当社ウェブサイト（HOME>IR情報>株主総会）
<https://www.noritake.co.jp/company/ir/sokai/>



配信期間：2025年6月27日（金）～2025年7月31日（木）

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

■ インターネットにより議決権を行使される場合



後記（7頁）のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時15分まで

■ 書面により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時15分必着

ご注意事項

- インターネットにより議決権を行使される場合は、書面（郵送）によるお手続きは不要です。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)



0120-173-027

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月25日(水)
午後5時15分まで

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



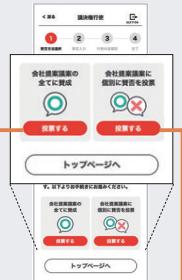
議決権行使書副票（右側）



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。



画面の案内に従って行使完了です。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

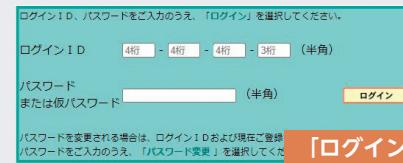


1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	かとう ひろし 加藤 博 再任	代表取締役会長	13/13回 (100%)
2	ひがし やま あきら 東山 明 再任	代表取締役社長 執行役員 研究開発センター、知財企画部担当	13/13回 (100%)
3	おか べ まこと 岡部 信 再任	取締役 専務執行役員 コーポレートサービス統括部、 人財マネジメント部、経営企画室担当、 食器事業部所管、Noritake U.S.A., Inc.社長、 Noritake Lanka Porcelain (Pvt.) Limited会長	13/13回 (100%)
4	まえ だ とも あき 前田 智朗 新任	常務執行役員 工業機材事業本部長	—
5	ふじ おか たか ひろ 藤岡 高広 再任 社外 独立	社外取締役	10/10回 (100%)
6	ふな びき えい こ 船引 英子 新任 社外 独立	—	—
7	ただ み づ き 唯美津木 新任 社外 独立	—	—

社外 … 社外取締役候補者

独立 … 株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員の候補者

候補者番号

1

かとう ひろし
加藤 博

再任



1957年1月29日生（満68歳）

■ 所有する当社株式の数	15,400株
■ 取締役会出席状況	13/13回(100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社
2011年6月	当社取締役 執行役員
2014年6月	当社取締役 常務執行役員
2017年6月	当社代表取締役副社長 執行役員
2018年6月	当社代表取締役社長 執行役員
2024年4月	当社代表取締役会長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

加藤博氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

ひがし やま あきら
東 山 明

再任



1960年6月17日生（満64歳）

■ 所有する当社株式の数	5,768株
■ 取締役会出席状況	13/13回(100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社
2018年6月	当社取締役 常務執行役員
2019年6月	当社取締役 専務執行役員
2022年6月	当社代表取締役副社長 執行役員
2024年4月	当社代表取締役社長 執行役員 研究開発センター、知財企画部担当(現任)

■ 取締役候補者とした理由

東山明氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

おか べ まこと
岡 部 信

再任



1960年8月29日生（満64歳）

■ 所有する当社株式の数 1,200株
■ 取締役会出席状況 13/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 三菱商事株式会社入社
 2020年6月 当社常務執行役員 工業機材事業本部 営業本部 副本部長
 2021年4月 当社常務執行役員 工業機材事業本部 営業本部長
 2022年4月 当社常務執行役員 経営企画室、監査室担当、食器事業部所管、
 Noritake Co., Inc.(現 Noritake U.S.A., Inc.)社長、
 Noritake Lanka Porcelain (Pvt.) Limited会長
 2023年4月 当社常務執行役員 人事部、経営企画室担当、
 食器事業部所管、Noritake Co., Inc.社長、
 Noritake Lanka Porcelain (Pvt.) Limited会長
 2023年6月 当社取締役 専務執行役員 人事部、経営企画室担当、
 食器事業部所管、Noritake Co., Inc.社長、
 Noritake Lanka Porcelain (Pvt.) Limited会長
 2025年4月 当社取締役 専務執行役員 コーポレートサービス統括部、人財マネジメント部、
 経営企画室担当、食器事業部所管、Noritake U.S.A., Inc.社長、
 Noritake Lanka Porcelain (Pvt.) Limited会長(現任)

取締役候補者とした理由

岡部信氏は、当社で経営管理並びに工業機材事業及び海外子会社の経営に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

まえ だ とも あき
前 田 智 朗

新任



1964年1月4日生（満61歳）

■ 所有する当社株式の数

2,300株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社
2014年5月 当社エンジニアリング事業部 ヒートテクノ部長
2019年4月 当社執行役員待遇 エンジニアリング事業部長
2019年6月 当社執行役員 エンジニアリング事業部長
2023年4月 当社執行役員 工業機材事業本部長
2023年6月 当社常務執行役員 工業機材事業本部長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

前田智朗氏は、当社でエンジニアリング事業及び工業機材事業の経営に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

ふじ おか たか ひろ
藤岡 高 広

再任 社外 独立



1954年8月31日生（満70歳）

■ 所有する当社株式の数	600株
■ 取締役会出席状況	10/10回(100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	トヨタ自動車工業株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社
2006年6月	トヨタ自動車株式会社常務役員
2011年5月	愛知製鋼株式会社常勤顧問
2011年6月	同社代表取締役社長
2023年6月	同社代表取締役会長（現任）
2024年6月	当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）愛知製鋼株式会社代表取締役会長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

藤岡高広氏は、トヨタ自動車株式会社及び愛知製鋼株式会社において、長年にわたり経営者としての経験を有しております。企業経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、当社で業務執行に対する監督及び経営陣への助言等、適切な役割を果たしていただいていることから、取締役会の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性について

藤岡高広氏は、当社の取引先であるトヨタ自動車株式会社の出身者であり、また、当社の取引先である愛知製鋼株式会社の代表取締役会長を務めておりますが、当社の連結売上高に占める両社との年間取引金額はそれぞれ1%未満と僅少であることから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

候補者番号

6

ふなびき えいこ
船引 英子

新任 社外 独立



1963年8月3日生（満61歳）

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 株式会社富士通東海システムエンジニアリング（現 富士通株式会社）入社
1988年12月 株式会社東海総合研究所（現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社
2018年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社執行役員 コンサルティング事業本部
名古屋ビジネスユニット長兼名古屋ビジネスユニット組織人事戦略部長
2019年6月 同社執行役員 コンサルティング事業本部名古屋ビジネスユニット長
2021年4月 同社執行役員 コンサルティング事業本部組織人事ビジネスユニット長
2025年4月 同社執行役員 コンサルティング事業本部副営業本部長（現任）
2025年6月 愛三工業株式会社社外取締役（就任予定）

（重要な兼職の状況） 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社執行役員、
愛三工業株式会社社外取締役（就任予定）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

船引英子氏は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社において、長年にわたり経営者としての経験と、コンサルティング業務等に関する専門的知識を有しております。企業経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言等、適切な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

■ 独立性について

船引英子氏は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に所属しており、同社と当社との間において取引関係がありますが、取引金額は同社の売上高の1%未満と僅少であることから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。
また、当社は同氏の選任が承認された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

候補者番号

7

ただ み づ き
唯 美 津 木

新任 社外 独立



1979年3月3日生（満46歳）

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年1月 東京大学大学院理学系研究科准教授
 2008年10月 自然科学研究機構分子科学研究所准教授
 2013年4月 東海国立大学機構名古屋大学物質科学国際研究センター教授（現任）

（重要な兼職の状況）東海国立大学機構名古屋大学物質科学国際研究センター教授

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

唯美津木氏は、東海国立大学機構名古屋大学の教授等を歴任し、物質・材料科学分野における専門的な知識を有しております。これらの専門的な知識・経験と高い見識を活かし、取締役会の監督機能強化への貢献及び高度な学術的視点からの助言等、適切な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 独立性について

唯美津木氏は、東海国立大学機構名古屋大学の教授を務めており、当社は同大学に対して過去に寄付を行った実績があるほか、同大学が設立する名古屋大学協力会に年会費を支払っておりますが、いずれも支払額は僅少であることから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。また、当社は同氏の選任が承認された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤岡高広氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は藤岡高広氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は船引英子氏及び唯美津木氏の選任が承認された場合は、同氏らとの間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 藤岡高広氏が代表取締役会長を務めております愛知製鋼株式会社において、2023年5月に、特殊鋼材の一部で顧客要求仕様の長さ公差の上限を超える鋼材を出荷していた事実が判明しましたが、同氏は、当該事実の認識後に全社的な品質保証体制を構築し不適切な検査行為を是正するとともに、有識者を含めた特別調査委員会を設置し真因究明と再発防止策の徹底に努めるなど、その職責を適切に遂行しております。

監査等委員でない取締役の選任及び報酬等に係る監査等委員会の意見

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任及び報酬等について、指名・報酬委員会での審議を含む適切な手続きを経ていることを踏まえ検討を行いました。この結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等のいずれについても、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	夫馬 裕子 新任	取締役 常務執行役員	13/13回 (100%)	—
2	森崎 孝 再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	13/13回 (100%)	11/11回 (100%)
3	松本 千佳 新任 社外 独立		—	—

社外 … 社外取締役候補者

独立 … 株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員の候補者

候補者番号

1

ふ ま ゆ う こ
夫 馬 裕 子

新任



1963年9月12日生（満61歳）

■ 所有する当社株式の数	1,600株
■ 取締役会出席状況	13/13回(100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社
2015年2月	当社経営企画室長
2018年6月	当社執行役員 経営管理本部 副本部長、経営企画室長
2019年4月	当社執行役員 経営管理本部 部長、経営企画室長
2019年6月	当社取締役 執行役員 経営管理本部 部長
2022年4月	当社取締役 執行役員 総務部、人事部、法務室、秘書室担当
2022年6月	当社取締役 常務執行役員 総務部、人事部、法務室、秘書室担当
2023年4月	当社取締役 常務執行役員 総務部、法務室、秘書室、監査室担当
2024年4月	当社取締役 常務執行役員 総務部、法務部、秘書室、監査室担当
2025年4月	当社取締役 常務執行役員 監査等委員会室付（現任）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

夫馬裕子氏は、当社で経営管理に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、業務執行に対する監査及び監督機能の強化が期待されるため、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

もり さき
森 崎

たかし
孝

再任 社外 独立



1955年1月1日生（満70歳）

■ 所有する当社株式の数	600株
■ 取締役会出席状況	13/13回(100%)
■ 監査等委員会出席状況	11/11回(100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行
2008年4月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)常務執行役員
2012年5月	同行専務執行役員
2012年6月	同行専務取締役
2014年5月	同行副頭取
2016年6月	同行顧問
2016年9月	株式会社三菱総合研究所常勤顧問
2016年10月	同社副社長執行役員
2016年12月	同社代表取締役社長
2021年6月	当社社外監査役
2021年12月	株式会社三菱総合研究所取締役会長(現任)
2023年6月	株式会社アイネス社外取締役(現任)
2023年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)

(重要な兼職の状況) 株式会社三菱総合研究所取締役会長、株式会社アイネス社外取締役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

森崎孝氏は、株式会社三菱UFJ銀行において、長年にわたり経営者としての経験を有しております。企業経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、監査等委員である社外取締役として業務執行に対する監査及び経営陣への助言等、適切な役割を果たしていただいていることから、業務執行に対する監査及び監督機能強化への貢献並びに幅広い経営的視点からの助言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

■ 独立性について

森崎孝氏は、当社の取引先金融機関及び株主である株式会社三菱UFJ銀行の出身者ですが、同行の役員を退任されてから9年が経過しており、現在は同行の意思に影響される立場にはありません。当社の同行からの借入金は僅少であり、同行が保有する当社株式の比率も2.5%程度であります。また、同氏が取締役会長を務められている株式会社三菱総合研究所及び社外取締役を務められている株式会社アイネスと当社との間において、取引は無いことから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

候補者番号

3

まつもと ちか
松本 千佳

新任 社外 独立



1961年2月22日生（満64歳）

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 ブラザー工業株式会社入社
1990年10月 中央新光監査法人入社
2007年8月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）パートナー
2013年7月 同法人理事
2017年7月 同法人経営監視委員
2020年7月 同法人名古屋事務所長
2023年6月 ブラザー工業株式会社社外監査役（現任）
2023年6月 日野自動車株式会社社外監査役（現任）

（重要な兼職の状況） ブラザー工業株式会社社外監査役、日野自動車株式会社社外監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

松本千佳氏は、有限責任あずさ監査法人等において、長年にわたり公認会計士としての経験を有しております。財務及び会計監査に関する豊富な経験と高い見識を活かし、業務執行に対する監査及び監督機能強化への貢献並びに経営陣への助言等、適切な役割を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 独立性について

松本千佳氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身であり、2009年7月から2016年6月まで当社の会計監査業務に携わっていましたが、当社の監査業務から離れて9年が経過しており、同監査法人を退職してから2年が経過しております。また、同監査法人は法令に基づいて当社から独立した立場で会計監査を実施していることは勿論のこと、当社が同監査法人に支払っている金額は、同監査法人が受け取る総報酬額のうち、1%未満と僅少であることから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

また、当社は同氏の選任が承認された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森崎孝氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。また、同氏は2023年6月23日に当社の監査等委員である取締役に就任する以前は当社の社外監査役を務めており、その在任年数は2年であります。
3. 当社は森崎孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は松本千佳氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役の専門性及び経験（スキル・マトリックス）

氏名	当社における地位	性別	専門性及び経験						
			企業経営	営業・販売	製造・技術・研究開発	財務・会計	人事・労務	法務・リスク管理	グローバル
加藤 博	代表取締役会長	男性	○			○	○	○	○
東山 明	代表取締役社長 執行役員	男性	○	○	○		○	○	
岡部 信	取締役 専務執行役員	男性	○	○			○		○
前田 智朗	取締役 専務執行役員	男性		○	○				
藤岡 高広	社外取締役	男性	○		○				○
船引 英子	社外取締役	女性	○				○		
唯 美津木	社外取締役	女性			○				○
夫馬 裕子	取締役 常勤監査等委員	女性	○				○	○	○
森崎 孝	社外取締役 監査等委員	男性	○			○			○
松本 千佳	社外取締役 監査等委員	女性				○			

(注) 上記一覧表は、各取締役の有するすべての専門性及び経験を表しているものではありません。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年6月23日開催の第142回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役北條政郎氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

た な か せい じ
田 中 誠 治

社 外 独 立

1956年9月24日生（満68歳）

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年3月 公認会計士登録
1988年6月 田中会計事務所開設・所長（現任）
1988年8月 税理士登録
2019年6月 中日本興業株式会社社外監査役（現任）
2025年6月 竹田iPホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（就任予定）

（重要な兼職の状況） 田中会計事務所所長、中日本興業株式会社社外監査役、
竹田iPホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（就任予定）

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

田中誠治氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識、経験を有しております。会計・税務に関する豊富な経験を活かし、業務執行に対する監査及び監督機能の強化並びに経営陣への助言をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 独立性について

田中誠治氏及び同氏が所長を務めている田中会計事務所と当社との間においては、取引関係はないことから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。また、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 田中誠治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中誠治氏が監査等委員である社外取締役就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については、填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

ノリタケグループの第144期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結会計年度の事業の概況につきましてご報告申し上げます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の経済状況は、国内では、個人消費は一部に足踏みが残るものの持ち直しの動きがみられ、企業収益が総じて改善する中で設備投資も堅調を維持するなど、景気は緩やかに回復しました。海外では、米国は個人消費を中心に景気が拡大し、欧州は持ち直しの動きがみられましたが、中国は不動産不況を背景に足踏み状態が続きました。引き続き、国内は緩やかな回復が期待されますが、物価上昇の継続による影響が懸念されるほか、米国の保護主義的な通商政策が世界経済に与える影響は計り知れず、先行きは不安視されています。

こうした情勢の下、当社グループは2022年度からスタートした第12次中期経営計画（以下、第12次計画）の3年目として「収益基盤の強化」と「成長領域への仕込み」に引き続き取り組みました。

当期の業績

ノリタケグループの2024年度の連結売上高は前期比0.2%増加の1,381億82百万円、連結営業利益は前期比4.6%減少の102億13百万円、連結経常利益は前期比4.2%減少の140億28百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比12.7%増加の129億39百万円となりました。

次に、ノリタケグループの事業別概況についてご報告申し上げます。

工業機材事業

主要製品 研削砥石、ダイヤモンド工具、CBN工具、
切断・オフセット砥石、研磨布紙、
研削・研磨関連商品（研削油剤等）

オーダーメイド品は、国内では、主要顧客である自動車、鉄鋼、ベアリング業界の生産が減少したことから、売上は減少しました。海外では、北米は新政権による関税政策への警戒感から、自動車、軸受向けの売上が減少しましたが、中国は鉄鋼向けの受注が増加し、東南アジアも電子部品関連業界向けが堅調に推移したことから、海外全体では売上は増加しました。

汎用品は、オフセット砥石などの汎用砥石が、国内及びアジア向けが伸び悩んだものの、アジア以外の海外向けが堅調であったことから、売上は増加しました。研磨布紙は、タイ国関連会社を連結子会社化した影響により、売上は増加しました。

その結果、工業機材事業の売上高は、564億37百万円（前期比1.3%増加）、営業利益は16億67百万円（前期比32.8%減少）となりました。



SiCウエハー研削用ホイール



セラミック・マテリアル事業

主要製品 電子ペースト、転写紙、画付原料、厚膜回路基板、石膏、
セラミックコア、多孔質セラミック部材、蛍光表示管及び
同モジュール、電子部品材料、セラミック原料等

電子ペースト及び電子部品材料は、積層セラミックコンデンサ用材料において、サーバー向けが堅調に推移したことに加え、通信分野向けも回復が見られ、売上は増加しました。厚膜回路基板は、米国向けの医療センサー用が堅調で、売上は増加しました。石膏は、海外の建材が増加したため、売上は増加しました。セラミックコアは交換需要、新規需要共に回復したことから、売上は増加しました。蛍光表示管は、在庫調整の影響を受け、売上は減少しました。セラミック原料は耐熱ガラス用が大きく減少しました。

その結果、セラミック・マテリアル事業の売上高は、454億78百万円（前期比2.5%減少）、営業利益は66億14百万円（前期比7.0%増加）となりました。



電子部品材料



エンジニアリング事業

主要製品 焼成炉、乾燥炉、攪拌装置、濾過装置、超硬丸鋸切断機、ロードカッター等

主力の焼成炉及び乾燥炉は、リチウムイオン電池用が堅調に推移したことにより、売上は増加しました。攪拌装置は、主要分野の化学向けが海外向けは増加したものの、国内向けが低調であったことから、売上は減少しました。濾過装置は、自動車・エレクトロニクス向けが回復し、売上は増加しました。超硬丸鋸切断機は自動車部品向けが振るわず、ロードカッターは公共工事が低調なことから、売上は減少しました。

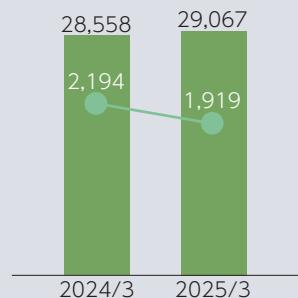
その結果、エンジニアリング事業の売上高は、290億67百万円(前期比1.8%増加)、営業利益は19億19百万円(前期比12.5%減少)となりました。



リチウムイオン電池用焼成炉



(単位:百万円)
■ 売上高 ◆ 営業利益



食器事業

主要製品 陶磁器食器、その他食器関連商品、装飾・美術品等

国内は、エアライン向けの受注が増加し、またインバウンドの下支えもあり直営店の売上も増加しましたが、ホテル向けが微減となったことから、国内全体での売上は前年並みとなりました。海外は、米州は米国での百貨店向けは横ばいでしたが、オンライン販売が堅調に推移したことに加え、南米向けの大型案件を受注したため、売上は増加しました。アジアは中国・インド向けの販売が低調でしたが、他の地域では堅調に推移し海外全体での売上は増加しました。

その結果、食器事業の売上高は、71億98百万円(前期比3.3%増加)、営業利益は、12百万円(前期は1億47百万円の営業損失)となりました。



アーカイブコレクション



(単位:百万円)
■ 売上高 ◆ 営業利益



最後に、ノリタケ株式会社の第144期事業年度の経営成績についてご報告申し上げます。

当期の売上高は、688億19百万円(前期比4.3%増加)、営業利益は24億71百万円(前期比1.9%増加)、経常利益は77億51百万円(前期比26.7%増加)、当期純利益は83億円(前期比25.8%増加)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきまして実施した設備投資等は総額113億44百万円であり、その主なものは砥石製造設備並びに電子部品材料及びリチウムイオン電池用焼成炉の増産対応等であります。

(3) 資金調達の状況

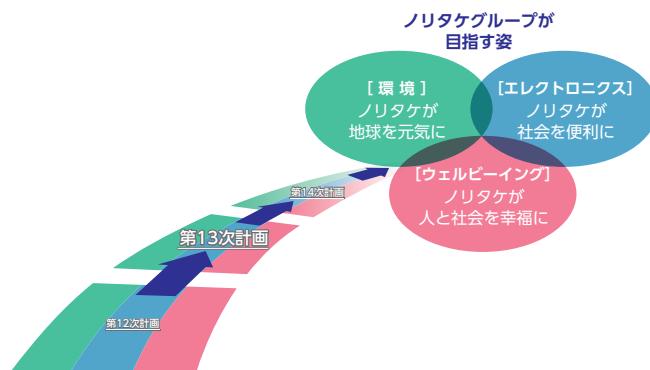
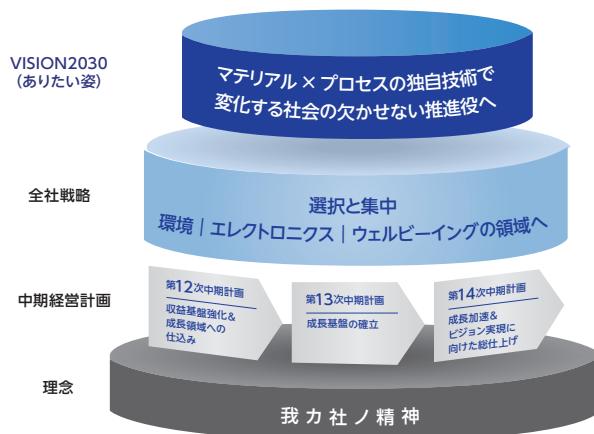
当連結会計年度の資金調達として記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、地政学リスクの顕在化、保護主義の台頭、カーボンニュートラルを始めとするサステナビリティに対する意識や、心身の幸福や健康に対する意識の高まり、生成AIやDXの進展など、不確定で先が予測しにくい時代が続くものと認識しています。

2030年度を見据えた経営の方向性として策定したVISION2030（2030年度のありたい姿）「マテリアル×プロセスの独自技術で変化する社会の欠かせない推進役へ」を実現するために、今後の成長が期待される環境・エレクトロニクス・ウェルビーイングの3分野を成長領域と定めて「選択と集中」を進め、現状の基盤領域（内燃機関、窯業等）から成長領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）へ事業領域の転換を図ります。

また、成長領域への取り組みを通じて、当社グループは、「地球を元気に」、「社会を便利に」、「人と社会を幸福に」する企業を目指します。



第13次中期経営計画(2025～2027年度)

① 第13次中期経営計画の位置付け

この度、2025年度から2027年度までの3カ年を対象とする第13次中期経営計画(以下、第13次計画)を策定いたしました。VISION2030の実現に向けて、第13次計画は、「成長基盤の確立」の期間と位置付けます。両利きの経営として「強固な収益基盤の構築」と「成長加速に向けた投資」を推進するとともに、事業成長を後押しする「経営基盤の高度化」に取り組みます。また、これらの戦略実行に最適な体制に事業を再編してまいります。

② 経営数値目標

第13次計画の最終年度(2027年度)の数値目標は、連結売上高1,575億円、連結営業利益135億円、連結経常利益175億円、ROE9%以上とし、PBR1倍超の早期の実現を目指します。

③ 第13次計画の骨子



1. 強固な収益基盤の構築

成長領域への事業転換を図るため、積極的な投資による増産・拡販への対応と、新商品開発に取り組みます。また、合理化・収益改善のため、価格の適正化、原価低減とともに、老朽化設備の更新による効率化を推進します。さらに、外部連携も活用し、既存事業における前後工程への染み出しや、既存商品の新用途開拓によって、高付加価値・高収益な事業機会を獲得し、強固な収益基盤の構築に取り組みます。

2. 成長加速に向けた投資

「成長加速」と位置付けた第14次計画（2028年度から2030年度）期間中の一段の飛躍に向けて、従来の事業毎の製品起点から、新たに市場起点による、成長領域における事業横断での投資機会を探索し、戦略的企業連携（M&A・資本提携等）を進めます。

また、全従業員から広く開発テーマを募る開発テーマ提案制度とステージゲート制度により、全社一丸となって新事業を育てると同時に、これまでの自前主義から脱却し、オープンイノベーションや他社との協業により早期の新事業創出に取り組みます。

3. 経営基盤の高度化

持続可能な社会の実現に向けた社会課題の解決のため、サステナビリティ経営を推進し、カーボンニュートラルの実現、気候変動等のリスクへの対応等のサステナビリティに向けた取り組みを進めます。

人的資本経営の強化とDXの推進に注力し、経営基盤を高度化することにより事業成長を後押しし、VISION2030の実現を目指します。

【人的資本経営の強化】

事業戦略と連動して策定した人財戦略を推進します。タレントマネジメントシステムの活用により従業員のスキルや経験等のタレント情報を可視化し、目指す人材ポートフォリオの充足に向けて人材投資を強化します。また、働き方改革と社内環境整備に取り組み、多様な人材の役割・成果に基づく新人事制度の定着により、従業員のチャレンジ精神の醸成とエンゲージメントの向上を図り、組織風土改革を実現します。

【DXの推進】

市場や競争環境の変化にスピード感を持って対応できるよう、DXを推進します。社内データのデジタル化によって効率化・高度化の基盤を構築し、MI*の活用による開発の促進、業務フローの最適化、製販技連携の活性化などの取り組みとあわせて、中核となるDX人材を育成し、内部プロセスの抜本的な変革を目指します。

*MI（マテリアルズ・インフォマティクス）：AIをはじめとする情報科学の技術を活用し、材料開発を迅速化する手法

マテリアリティ (重要課題) 一覧

	マテリアリティ	主な取り組み内容	2027年度目標
地球を元気に	環境負荷の低減 	CO ₂ 排出量削減	CO ₂ 排出量: 5.3万t以下 (2018年度比45%削減)
		不要物削減	不要物排出量売上高原単位: 6%削減 (2024年度比)
		環境配慮製品の提供	新商品売上高における環境配慮製品比率: 70%以上
社会を便利に	新しい価値の継続的な提供 	新商品の提供	新商品売上高伸長率: 45% (2024年度比)
		新しい価値の創造	オープンイノベーションの活用
	コア技術の開発力強化	特許保有数: 15%増 (2024年度比)	
	業務プロセスのイノベーション推進	デジタルを用いた業務プロセスの見える化と効率化・高度化、MIの活用推進、DX人材育成プログラム構築	
良質・安全な製品の安定供給 	品質向上に向けた活動の推進	製品事故件数: 0 クレーム件数: 30%削減 (2024年度比) 品質保証体制の強化	
	持続可能な調達の推進	原材料・部品等の調達に関するリスクの特定と対策の実施 購買ガイドラインの共有・浸透・推進: 重要取引先とのコミュニケーション実施 年1回以上	
人と社会を幸福に	ウェルビーイングな社会の追求 	ウェルビーイング製品の提供	売上高比率: 10%以上
		人権の尊重	人権デューデリジェンスの実践
	地域社会への貢献	食空間を豊かにするイベントの開催 社会科見学の場の提供	
	従業員エンゲージメントの向上 	従業員の心身の健康促進	有給休暇取得率: 75%以上 ストレス総合リスク: 100以下
		いきいきと働ける職場づくり	エンゲージメントスコアのモニタリングと向上 キャリア形成実感度/満足度の測定と継続的向上
多様性を尊重する風土の醸成	男性育児休暇取得率: 75%以上 女性役職者数: 20%増 (2024年度比) 女性基幹職数: 20%増 (2024年度比)		
基盤を強固に 	ガバナンス体制の強化	取締役会の実効性向上 サステナビリティ経営推進体制の基盤強化 リスクマネジメント体制の強化	
	情報セキュリティの向上	物理的・技術的・人的対策の強化	
	コンプライアンスの徹底	コンプライアンス教育体系の確立	

④ 資本コストや株価を意識した経営

2027年度ROE 9%以上、PBR 1倍超の早期実現を目標に掲げ、第13次計画を着実に遂行するとともに、「資本収益性の向上」と「市場評価の改善」に取り組めます。

【資本収益性の向上】

- 事業別ROICの目標設定及び実績管理により、資本収益性を高める施策を推進します。
- 成長領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）に向けた積極的な投資を実行します。
- 政策保有株式の縮減を継続します。

【市場評価の改善】

- 株主還元の拡充を実施します。

配当性向：30%以上 ⇒ 35%以上（第13次計画期間中は、1株当たり年間140円を下限とした累進配当）

機動的な自己株式取得

総還元性向：50%以上（第13次計画期間累計）

- 成長戦略及び進捗状況の適時適切な情報開示、並びにIR体制の強化と個別面談の拡充を図ります。
- 投資家との対話により得られた情報を取締役会に報告し、課題解決に向けた施策を実行します。

⑤ 各事業別の取り組み課題

今後の成長市場		環境	エレクトロニクス	ライフサイエンス	オールドテック
各事業領域の	工業機材	燃費向上・EV	電子・半導体	医療	内燃機関
	セラミック・マテリアル	エネルギー	電子部品・半導体	医療・歯科材料	窯業・鋳造関連
	エンジニアリング	電池・省エネ	電子部品	食品・医療	インダストリアル
	食器				食器
成長領域		環境	エレクトロニクス	ウェルビーイング	

工業機材事業

オーダーマイド品事業では、市場の変化に迅速に対応するため、従来の製品別から市場別（成長領域別）に事業体制を再編するとともに、徹底した収支改善（拡販・価格適正化・OEM活用・原価低減等）に継続して取り組みます。汎用品事業では、国内及びタイ国の製造体制の再編と整備により競争力を高め、収益改善を図ります。

また、エレクトロニクス分野を中心に成長領域向けの新商品の開発、販路の拡大、増産体制の確立に取り組むとともに、国内及び海外の販売拠点の整備、販売・製造システムの刷新を進めます。

セラミック・マテリアル事業

電子ペーストは、価格の適正化と製品ラインナップの拡充を進めるとともに、パワー半導体周辺材料への参入と量産化に取り組みます。電子部品材料は、主力の積層セラミックコンデンサ用材料の生産能力の増強とともに、製造基盤の整備と原価低減による競争力の強化を図ります。2025年4月に印刷技術の中核とした事業ポートフォリオの再編を行いました。新たに高収益で高効率な事業基盤を確立します。

また、成長領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）向け新商品の開発を進めます。

エンジニアリング事業

主力のエネルギー、エレクトロニクス分野では、開発、販売、製造、品質管理体制の整備と、アフターサービス（メンテナンス・消耗品販売等）体制の確立により、シェアの拡大を図ります。

また、新しい分野（医薬、半導体、サーキュラーエコノミー）への参入と市場の開拓、成長領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）での新用途・新商品の開発を進めます。

食器事業

米国の収益改善と各国の販売体制の構築を進めるほか、環境負荷を低減する素材の採用など、新商品開発に取り組むとともに、事業基盤（製造・販売・技術）の整備を推進します。

また、ブランド力向上と新分野（インテリア・ライフスタイル等）への参入を図るとともに、今後の成長が見込まれる海外HoReCa*市場での拡販に取り組みます。

*HoReCa（ホレカ）：Hotel（ホテル）、Restaurant（レストラン）、Cafe / Catering（カフェ / ケータリング）の略語

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第141期 (自 2021.4. 1 至 2022.3.31)	第142期 (自 2022.4. 1 至 2023.3.31)	第143期 (自 2023.4. 1 至 2024.3.31)	第144期 (自 2024.4. 1 至 2025.3.31)
売上高	127,641	139,494	137,912	138,182
営業利益	9,353	8,969	10,709	10,213
経常利益	12,509	12,405	14,643	14,028
親会社株主に帰属する当期純利益	9,068	10,024	11,480	12,939
1株当たり当期純利益	314円13銭	347円28銭	396円46銭	450円25銭
総資産額	163,562	180,585	202,069	198,312
純資産額	118,800	128,961	147,970	150,862
1株当たり純資産額	4,091円83銭	4,440円95銭	5,074円49銭	5,286円10銭

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75947口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、第141期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第141期 (自2021.4.1 至2022.3.31)	第142期 (自2022.4.1 至2023.3.31)	第143期 (自2023.4.1 至2024.3.31)	第144期 (自2024.4.1 至2025.3.31)
売上高 (売上高に占める輸出割合)	65,710 (39%)	65,620 (40%)	65,998 (41%)	68,819 (41%)
営業利益	1,899	1,830	2,425	2,471
経常利益	5,386	6,603	6,118	7,751
当期純利益	4,140	6,012	6,597	8,300
1株当たり当期純利益	143円43銭	208円28銭	227円86銭	288円84銭
総資産額	120,072	121,687	138,041	136,007
純資産額	79,225	82,544	90,702	89,517
1株当たり純資産額	2,744円45銭	2,859円65銭	3,128円91銭	3,155円16銭

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75947口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、第141期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

(2025年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
日本レヂボン株式会社	1,128百万円	100	砥石・研磨布紙の製造販売
株式会社ゼンノリタケ	50百万円	100	研削研磨製品の販売
共立マテリアル株式会社	2,387百万円	100	電子部品材料・セラミック原料の製造販売
ノリタケ伊勢電子株式会社	400百万円	100	電子部品の製造販売
株式会社ノリタケTCF	180百万円	100	工業炉の製造販売・メンテナンス
Noritake U.S.A., Inc.	30,000千米ドル	100	当社製品の販売 (米国)
Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited	405,175千ルカ・ルカ [°]	100	食器の製造販売 (スリランカ)

- (注) 1. 2024年7月25日付でNoritake Co., Inc.は、Noritake U.S.A., Inc.に商号変更いたしました。
 2. 2025年4月1日付でノリタケ伊勢電子株式会社は、ノリタケ伊勢株式会社に商号変更しております。

(7) 主要な事業内容

(2025年3月31日現在)

事業	主な製品
工業機材	研削砥石、ダイヤモンド工具、CBN工具、切断・オフセット砥石、研磨布紙、研削・研磨関連商品 (研削油剤等)
セラミック・マテリアル	電子ペースト、転写紙、画付原料、厚膜回路基板、石膏、セラミックコア、多孔質セラミック部材、蛍光表示管及び同モジュール、電子部品材料、セラミック原料等
エンジニアリング	焼成炉、乾燥炉、攪拌装置、濾過装置、超硬丸鋸切断機、ロードカッター等
食器	陶磁器食器、その他食器関連商品、装飾・美術品等

(8) 主要な営業所及び工場

(2025年3月31日現在)

①当 社		②子 会 社	
本社	名古屋市	日本レヂボン株式会社	大阪市、岐阜県飛騨市、 愛知県みよし市、石川県志賀町
三好事業所	愛知県みよし市	株式会社ゼンノリタケ	名古屋市、横浜市、大阪府摂津市
夜須工場	福岡県筑前町	共立マテリアル株式会社	名古屋市、三重県松阪市
久留米工場	福岡県久留米市	ノリタケ伊勢電子株式会社	三重県大紀町
神守工場	愛知県津島市	株式会社ノリタケTCF	愛知県刈谷市
松阪工場	三重県松阪市		
港工場	名古屋市		
小牧工場	愛知県小牧市	Noritake U.S.A., Inc. (米国)	ニュージャージー州グレン・ロック市、 オハイオ州メーソン市、 イリノイ州アーリントンハイツ市
伊万里工場	佐賀県伊万里市		
東京支社	東京都港区		
大阪支社	大阪府摂津市	Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited (スリランカ)	マータレ県マータレ市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

(2025年3月31日現在)

事業	就業従業員数	前連結会計年度末比増減	
工業機材	2,454名	増	61名
セラミック・マテリアル	814名	減	10名
エンジニアリング	337名	増	15名
食器	1,033名	増	24名
全社 (共通)	283名	増	10名
合計	4,921名	増	100名

② 当社の従業員の状況

(2025年3月31日現在)

就業従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,784名	増 12名	44.8才	21.4年

(10) 主要な借入先

(2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,000

百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年7月25日付で「株式会社ノリタケカンパニーリミテド」から「ノリタケ株式会社」に商号変更いたしました。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 79,500,000株

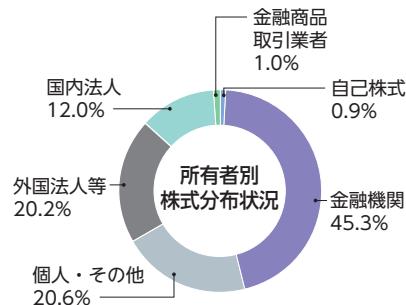
(注) 会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年4月1日付で当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は、39,750,000株増加し、79,500,000株となりました。

② 発行済株式の総数 29,034,398株 (含む自己株式 263,037株)

- (注) 1. 2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式の総数は、14,842,849株増加しました。
2. 2025年3月10日付で実施した自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は651,300株減少しました。

③ 株主数 13,292名

④ 大株主



株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,186	11.08
明治安田生命保険相互会社	2,582	8.97
第一生命保険株式会社	2,082	7.24
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,212	4.22
TOTO株式会社	814	2.83
日本生命保険相互会社	768	2.67
株式会社三菱UFJ銀行	731	2.54
RE FUND 107-CLIENT AC	499	1.74
ノリタケ取引先持株会	442	1.54
日本碍子株式会社	419	1.46

(注) 持株比率は自己株式 (263,037株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	—	—
社外取締役	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告 ③ 会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年8月6日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり消却いたしました。

1. 消却した株式の種類 当社普通株式
2. 消却した株式の総数 651,300株
3. 消却価額の総額 2,045,603,040円
4. 消却した日 2025年3月10日

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	加藤 博	
代表取締役社長 執行役員	東山 明	研究開発センター、知財企画部担当
取締役 専務執行役員	岡部 信	人事部、経営企画室担当、食器事業部所管、Noritake U.S.A., Inc.社長、Noritake Lanka Porcelain (Pvt.) Limited会長
取締役 常務執行役員	夫馬裕子	総務部、法務部、秘書室、監査室担当
社外取締役	山本良一	大同特殊鋼株式会社 社外取締役
社外取締役	藤岡高広	愛知製鋼株式会社 代表取締役会長
取締役 常勤監査等委員	中村吉雅	
社外取締役 監査等委員	猿渡辰彦	日本金銭機械株式会社 社外取締役
社外取締役 監査等委員	森崎 孝	株式会社三菱総合研究所 取締役会長 株式会社アイネス 社外取締役

- (注) 1. 取締役 山本良一氏及び藤岡高広氏並びに監査等委員である取締役 猿渡辰彦氏及び森崎孝氏の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 当期中の取締役の異動
取締役 友添雅直氏は任期満了により、2024年6月24日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
 3. 情報収集の充実を図り、会計監査人及び内部監査部門との円滑な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、中村吉雅氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 4. 常勤の監査等委員である取締役 中村吉雅氏は、当社の財務部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査等委員である取締役 森崎孝氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 各社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

7. 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	寄田 浩	生産技術センター、サステナビリティ推進室担当
常務執行役員	前田智朗	工業機材事業本部長
執行役員	加藤真示	セラミック・マテリアル事業本部長、電子ペースト事業部長
執行役員	高羽義明	エンジニアリング事業部長
執行役員	水口宗成	財務部、情報企画室担当、財務部長
執行役員	谷村吉也	共立マテリアル株式会社 代表取締役社長
執行役員	山崎貴司	日本レヂボン株式会社 代表取締役社長

8. 当社は、執行役員待遇制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員待遇は、以下のとおりであります。
なお、近藤朋治氏は、2025年3月31日をもって執行役員待遇を退任しております。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員待遇	近藤朋治	工業機材事業本部 技術本部長
執行役員待遇	森下貴弘	セラミック・マテリアル事業本部 セラミックス事業部長
執行役員待遇	片田智之	食器事業部長、マーケティング部長
執行役員待遇	柴田英之	工業機材事業本部 営業本部長
執行役員待遇	清水英孝	生産技術センター長
執行役員待遇	和田雄磨	工業機材事業本部 製造本部長

9. 2025年4月1日付で、次のとおり取締役、執行役員及び執行役員待遇の異動がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 専務執行役員	岡部 信	コーポレートサービス統括部、人財マネジメント部、経営企画室担当、食器事業部所管、Noritake U.S.A., Inc.社長、Noritake Lanka Porcelain (Pvt.) Limited会長
常務執行役員	寄田 浩	サステナビリティ推進室付
取締役 常務執行役員	夫馬裕子	監査等委員会室付
執行役員	加藤真示	セラミック・マテリアル事業本部長、ファインマテリアル事業部長
執行役員	水口宗成	財務部、広報室、情報企画室担当、財務部長
執行役員待遇	柴田英之	工業機材事業本部 営業統括部長
執行役員待遇	清水英孝	生産技術センター、サステナビリティ推進室担当、生産技術センター長
執行役員待遇	和田雄磨	工業機材事業本部 製造統括部長
執行役員待遇 (新任)	鈴木清孝	工業機材事業本部 営業統括部 副統括部長
執行役員待遇 (新任)	小島篤人	コーポレートサービス統括部長
執行役員待遇 (新任)	小栗貴裕	法務室、監査室担当、経営企画室長
執行役員待遇 (新任)	林 拓路	エンジニアリング事業部 副事業部長、流体テクノ部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の役員等（取締役、監査役、執行役員、管理職従業員等）であり、これにより、役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について決議し、定めております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、独立社外取締役を過半数として構成される指名・報酬委員会が、原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会はその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 月額固定報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「月額固定報酬」、「年次交付型業績連動型株式報酬」及び「退任交付型業績連動型株式報酬」で構成されております。「月額固定報酬」は、指名・報酬委員会において、報酬制度に関する基本方針や、役割及び職責に相応しい役位別の報酬金額の妥当性に関して審議を行い、その結果を取締役会へ答申することで合理性並びに透明性を確保し、株主総会で承認された範囲内において、取締役会で決定します。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）につきましては、独立した立場から経営を監督する役割を考慮し、「月額固定報酬」のみとします。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、「月額固定報酬」のみであり、株主総会で承認された範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定します。

b. 年次交付型業績連動型株式報酬に関する方針

「年次交付型業績連動型株式報酬」は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、株式報酬規程に基づき、早期の株式保有を促進し、かつ中長期的な企業価値と株主価値の向上を意識した経営へのインセンティブを付与することを目的としております。

各事業年度において設定される企業業績目標（2025年3月31日で終了する事業年度まではROIC）の達成度等に応じて、ポイントが付与され、年次で、付与されたポイントに応じた当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

また、報酬水準は、基準として設定される企業業績目標（ROIC）の達成度等に対応する水準を100%として、90%から150%の範囲で変動します。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の達成度等に対応する報酬水準は120%でした。

c. 退任交付型業績連動型株式報酬に関する方針

「退任交付型業績連動型株式報酬」は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、株式交付規程に基づき、中長期的な企業価値と株主価値の向上を意識した経営へのインセンティブを付与することを目的としております。

中期経営計画に基づき設定される各事業年度の企業業績目標（連結売上高、連結営業利益等）の達成度等に応じて、ポイントが付与され、付与されたポイントが累積し、退任時に、保有するポイントに応じて当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

また、報酬水準は、基準として設定される企業業績目標（連結売上高、連結営業利益等）の達成度等に対応する水準を100%として、0%から150%の範囲で変動します。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は連結売上高1,381億円、連結営業利益102億円等であり、達成度等に対応する報酬水準は75%でした。なお、当社は第12次中期経営計画（2022年度から2024年度まで）最終年度の企業業績目標を、連結売上高1,470億円、連結営業利益130億円等としております。

交付状況は②会社の株式に関する事項⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況に記載のとおりです。

イ. 業績連動型株式報酬制度の詳細

当社は、取締役等を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入しています。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び所定の要件を満たす執行役員（以下、併せて「取締役等」という。ただし、海外居住者を除く。）を対象として、企業業績目標の達成度に応じて当社株式の交付等を、原則退任時に行う退任交付型業績連動型株式報酬制度を、2016年6月29日開催の第135回定時株主総会の決議に基づき導入いたしました。その後、2023年6月23日開催の第142回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、同制度にかかる報酬枠を改めて設定し、継続することが承認されました。

また、毎年の業績達成度等に応じて当社株式の交付等を年次で行う年次交付型業績連動型株式報酬制度を、2024年6月24日開催の第143回定時株主総会の決議に基づき導入いたしました。

退任交付型及び年次交付型業績連動型株式報酬制度は、どちらも信託を活用した株式報酬制度です。取締役等の報酬と当社の企業業績及び株式価値を連動させることで、中長期的な企業価値と株主価値の向上を意識した経営へのインセンティブを付与し、加えて年次交付型業績連動型株式報酬制度は早期に株式の保有を促すことを目的としております。

業績連動型株式報酬制度においては、当社が拠出する金銭を原資として、当社が設定した信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、企業業績目標の達成度等に応じて、取締役等に対する報酬として、本信託を通じて、当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付が行われます。ただし、取締役等が当社株式の交付等を受ける時期は、退任交付型業績連動型株式報酬制度は原則退任時、年次交付型業績連動型株式報酬制度は評価対象事業年度の業績確定後となります。

対象期間は、2023年3月31日で終了した事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度で設定しており、当該期間満了後も、3事業年度ごとの新たな制度対象期間の設定及び信託期間の延長を行い、継続できるものとしております（ただし、年次交付型業績連動型株式報酬制度の初回対象期間は、2025年3月31日で終了する1事業年度）。

ロ. 取締役等に取得させる予定の株式の総数

749,400株

上記株式数には、前対象期間（2017年3月期から2022年3月期）及び当対象期間（2023年3月期から2025年3月期）で権利確定した630,824株を含んでおります。

なお、当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、株式分割後の株式数を記載しております。

ハ. 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役等のうち受益者要件を満たす者

d. 報酬等の割合に関する方針

「月額固定報酬」、「年次交付型業績連動型株式報酬」及び「退任交付型業績連動型株式報酬」の比率については、中長期的な業績の安定と企業価値及び株主価値の向上を重視し、業績に連動する「業績連動型株式報酬」の割合が過度にならないように設定しております。

e. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額固定報酬の限度額は、2023年6月23日開催の第142回定時株主総会において、月額40百万円以内（うち社外取締役分は月額7百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、6名（うち社外取締役は2名）です。

年次交付型業績連動型株式報酬は、2024年6月24日開催の第143回定時株主総会において、月額固定報酬及び退任交付型業績連動型株式報酬とは別枠で、制度対象期間（2025年3月31日で終了する1事業年度。その後は連続する3事業年度）について信託金の上限額を378百万円（3事業年度。ただし初回は1事業年度を対象として126百万円）と決議しております。当該株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役の員数は4名です。また、本制度は執行役員も対象としており、当該株主総会終了後に開催された取締役会において選任された執行役員（取締役を兼務しない者）のうち、本制度の対象となる員数は6名です。

また、退任交付型業績連動型株式報酬は、2023年6月23日開催の第142回定時株主総会において、月額固定報酬とは別枠で、制度対象期間（2023年3月31日で終了した事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度。その後は連続する3事業年度）について信託金の上限額を600百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役の員数は4名です。また、本制度は執行役員も対象としており、当該株主総会終了後に開催された取締役会において選任された執行役員（取締役を兼務しない者）のうち、本制度の対象となる員数は6名です。

監査等委員である取締役の月額固定報酬の限度額は、2023年6月23日開催の第142回定時株主総会において、月額6百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		金銭報酬	非金銭報酬	
		月額固定報酬	業績連動型株式報酬	
	百万円	百万円	百万円	名
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	256 (20)	195 (20)	61 (—)	7 (3)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	43 (20)	43 (20)	— (—)	3 (2)

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等には、2024年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 業績連動型株式報酬の額は、当事業年度に費用計上した役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会等への出席状況	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	山本良一	取締役会：13回／13回（100%） 指名・報酬委員会：4回／4回（100%）	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名、報酬について、積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。
社外取締役	藤岡高広	取締役会：10回／10回（100%） 指名・報酬委員会：3回／3回（100%）	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名、報酬について、積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。
社外取締役 監査等委員	猿渡辰彦	取締役会：13回／13回（100%） 監査等委員会：11回／11回（100%） 指名・報酬委員会：4回／4回（100%）	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査等委員会において適宜発言を行っており、当社のガバナンス体制や製造・技術・研究開発に関する助言・提言を行っております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名、報酬について、積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。
社外取締役 監査等委員	森崎 孝	取締役会：13回／13回（100%） 監査等委員会：11回／11回（100%） 指名・報酬委員会：4回／4回（100%）	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査等委員会において適宜発言を行っており、当社のガバナンス体制や財務会計に関する助言・提言を行っております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名、報酬について、積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。

(注) 藤岡高広氏の取締役会等への出席状況は、2024年6月24日の就任時から当事業年度末日までに開催された取締役会等への出席状況であります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称又は氏名

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬

..... 72百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

..... 101百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちNoritake Lanka Porcelain (Private) Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、当社が会計監査人と監査契約を締結する際に、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額が適切であるかについて、検証いたしました。また、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認める場合には監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合の他、監査等委員会は、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められた場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。(最終改定 2023年6月23日)

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、取締役はこれらを遵守します。
2. 取締役会規程及び決裁規程を定め、法令及び定款に定める重要事項の決定並びに業務執行の監督のために、取締役会を開催するとともに、経営会議及び各種委員会等の会議体を設置します。
3. 取締役会の監督機能の強化、意思決定の透明性を高めるとともに、経営全般についての様々な助言・提言を得るため、社外取締役を複数招聘します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書等の重要な情報を、法令や会社規定に従い適切に保存及び管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1. 法令違反に基づく不祥事又は事故、災害等の発生により企業価値を損なうような危機に直面した時に、可能な限り損失を低減し重大な影響を受けることなく事業を継続することができるよう危機管理規程を制定し、危機発生時には直ちに対策本部を設置し対応します。
2. 大規模地震や火災等への防災対策に係る規程を定め、防災教育・訓練を実施するとともに、災害発生時の従業員の行動基準を明確にし、従業員の安全と被害の軽減を図ります。
3. 事業運営上のリスクについては、事業計画や予算、設備投資計画等、重要な事項の決裁の過程において、総合的に検討・分析を行って、これを回避・予防します。
4. サステナビリティ統括委員会において、当社に重大な影響を及ぼすリスクを把握して、その対応方針を定め、未然防止を図ります。また、その進捗状況を定期的に取締役会に報告します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 原則月1回開催する定時取締役会に加え、決裁規程に定められた重要な事項については、原則週1回開催される経営会議において慎重かつ迅速な経営判断を行います。このほか、当社グループに影響を及ぼす重要な事項については、各事業本部・事業部を横断した各種委員会を開催し、審議及び決定並びに情報共有を図ります。
2. 執行役員及び執行役員待遇制度を導入し、業務執行における迅速な意思決定と責任の明確化を図ります。
3. 中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画につき、その浸透を図る会議を年2回開催します。また、実績及び年度事業計画の進捗の確認と情報共有を図る会議を四半期毎に開催します。
4. 決裁規程や職務権限、職務分掌等組織に関する規程を定め、権限委譲を行い、業務執行の効率化を図ります。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、これらの周知徹底を図ります。
2. コンプライアンス委員会を設置し、所定の組織毎に企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者を配置することにより、コンプライアンス違反の未然防止対策の実施と継続的なコンプライアンス遵守体制の強化のための活動を推進します。
3. 業務や業態もしくは使用人の資格に応じたコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
4. 社内及び社外に専用窓口を設けた内部通報制度を整備し、不祥事の未然防止及び早期発見を図ります。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを「行動基準」として徹底します。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の営業成績及び財務状況については、定期的に当社への報告を義務づけます。重要な子会社については、当社の経営会議や取締役会における報告を義務づけます。
2. グループ会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項については、当社の事前承認や当社への報告を義務づけます。
3. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」の周知及び遵守の推進を図るために、子会社もコンプライアンス委員会の活動に参加するとともに、子会社の取締役及び使用人は当社が社内外に設ける内部通報窓口を利用できるものとします。
4. 中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画の浸透を図るために年2回開催する会議と、年度事業計画の実績や進捗の確認と情報共有を図るために四半期毎に開催する会議は、子会社の責任者も出席して開催します。
5. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制規程を定め、内部監査部門により、当社及び子会社において内部統制の整備及び運用状況について継続的にモニタリングを行います。
6. 子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）もしくは使用人がそれぞれ1名以上就任し、業務執行を管理・監督します。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会の職務を補助するため、業務執行部門から独立した、監査等委員会直属の監査等委員会室を設置し、専任の使用人を配置します。
2. 当該使用人は、当社及び子会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従います。
3. 当該使用人の異動、評価等を行う場合には、監査等委員会の同意を得たうえで決定します。

⑧ **当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、重要な決裁書類を監査等委員会の閲覧に供するとともに、監査等委員会に対して定期的に業務及び財産の状況を報告するほか、監査等委員会の要請に応じて業務執行に関する事項の報告を行います。
2. 当社及び子会社の内部通報窓口はコンプライアンス委員会事務局に設置されております。事務局は、当社及び子会社の取締役及び使用人からの内部通報の状況について監査等委員会に対して定期的に報告します。
3. 経営会議や各種委員会には、監査等委員が出席します。
4. 監査等委員会へ報告したことを理由とする不利益な処遇は一切行いません。

⑨ **監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について必要とする費用は、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担します。

⑩ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

1. 監査等委員会は、常勤監査等委員1名と、当社と利害関係のない社外取締役である監査等委員2名の合計3名で構成され、取締役の職務執行を監査するものとし、また、会計監査につきましては、会計監査人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものとし、
2. 代表取締役は、監査等委員との相互の意思疎通を図るための定期的な会合を持つこととし、
3. 内部監査部門は、監査等委員会に対して内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行体制について

取締役会は、9名（うち4名が社外取締役）の取締役で構成し、経営の基本方針や法令で定められた事項をはじめとする重要事項の決定並びに業務執行の監督のため、原則として月1回開催しております。2024年度は13回開催し、取締役会規程並びに取締役会付議基準に従って、株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項等について決議しました。また、一定の事項の決定については代表取締役に委任し、代表取締役その他業務執行取締役からの報告を受けて業務執行状況の監督を行いました。また、代表取締役社長が指名し取締役会で承認された取締役、執行役員及び執行役員待遇で構成される経営会議を、原則として週1回開催し、業務執行に関する経営上重要な事項について十分な審議を行い、的確かつ迅速な経営判断を行える体制を整えております。

なお、取締役の職務執行に係る文書等の重要な情報は、法令や会社規定に従い適切に保存及び管理しております。

② リスク管理体制について

「危機管理規程」に基づく体制を構築し、経営上の問題や事故、災害などで企業価値を損なうような危機に直面したとき、可能な限り損失を低減し、事業を継続させることができるよう備えております。特に大規模地震や火災等における防災対策については、防災教育・訓練を実施するとともに、災害発生時の従業員の行動基準を周知しております。また、社長を委員長とするサステナビリティ統括委員会において、気候変動を含めた当社グループを取り巻くリスクの分析、評価を実施し、重大リスクの特定を行い、取締役会に報告しました。

③ コンプライアンス体制について

コンプライアンス委員会は、当社及び子会社において、「ノリタケグループ企業倫理綱領」に定めた「倫理規範」及び「行動基準」を遵守して職務を遂行することを、コンプライアンス研修や社内報等により周知し、コンプライアンス意識の向上を図っております。当事業年度においては3回開催し、コンプライアンス活動に関する年度計画を決定し、関連事項の報告を受けました。

事業本部・事業部及び子会社に配置された企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者は、コンプライアンス違反の未然防止対策の実施と継続的なコンプライアンス遵守体制の強化に努めております。また、内部通報制度に関する規程に基づき内部通報制度を運用しており、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。

なお、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした姿勢で対応しております。

④ 子会社管理体制について

子会社の取締役は、各社の営業成績及び財務状況について、定期的に当社への報告を行っております。また、その他重要事項については、その都度、当社の事前承認の取得や当社への報告を行いました。

子会社におけるコンプライアンスに関する取り組みの状況は、③に記載のとおりです。

中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画の浸透を図るため、事業本部・事業部及び子会社の責任者が出席する会議を2回開催しました。また、四半期毎に実績及び年度事業計画の進捗確認と見直しを行っております。

監査等委員及び内部監査部門は子会社に対し、内部統制の整備及び運用状況について、財務報告に係る内部統制規程に基づき継続的に内部監査を実施しており、子会社の業務の適正性を確保しております。

また、子会社の取締役又は監査役に就任した当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び使用人は、取締役会への出席を通して子会社の業務執行を管理・監督しました。

⑤ 監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は、3名（うち2名が社外監査等委員）の監査等委員で構成し、取締役の職務執行を監査・監督しています。当事業年度においては11回開催し、監査に関する重要な事項について、協議・決議を行いました。

また、取締役会への出席や重要な決裁書類の閲覧を行うとともに、常勤の監査等委員の選定により、経営会議、各種委員会等の重要な会議への出席や、日常的な情報収集、会計監査人及び内部監査部門との円滑な連携等を図ることにより、監査・監督機能の実効性の確保に努めています。さらに当社並びに子会社の取締役及び使用人からの業務執行に関する報告の聴取等を通じて、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

なお、当社では、監査等委員会の監査業務等を補助するため、監査等委員会室を設置し、専任の補助使用人を2名配置するとともに、補助使用人の人事評価等は監査等委員会の同意に基づいて行うことを社内規程に定め、執行部門からの独立性を確保しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針として位置付けております。長期にわたる安定的な配当の継続と通期の連結配当性向35%以上を配当政策の基本方針とし、財務状況や今後の事業展開などを総合的に勘案のうえ、成果の分配を実施いたします。

また、第13次中期経営計画期間（2025年度～2027年度）においては、1株当たり年間140円を下限とした累進配当を実施し、機動的な自己株式取得とあわせ、総還元性向50%以上（3期累計ベース）を目指してまいります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 [2025年3月31日現在]

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	90,406	流動負債	37,072
現金及び預金	16,609	支払手形及び買掛金	8,076
受取手形及び売掛金	28,377	電子記録債務	6,594
電子記録債権	6,012	短期借入金	6,089
商品及び製品	11,735	未払費用	1,989
仕掛品	16,557	未払法人税等	2,649
原材料及び貯蔵品	7,776	賞与引当金	1,869
その他	3,372	役員株式給付引当金	35
貸倒引当金	△ 35	設備関係支払手形	112
		営業外電子記録債務	3,703
		その他	5,952
固定資産	107,906	固定負債	10,377
有形固定資産	52,766	繰延税金負債	7,393
建物及び構築物	20,204	役員退職慰労引当金	265
機械装置及び運搬具	10,420	役員株式給付引当金	405
土地	12,845	退職給付に係る負債	1,425
建設仮勘定	5,979	その他	888
その他	3,317		
無形固定資産	2,327	負債合計	47,450
投資その他の資産	52,811	純 資 産 の 部	
投資有価証券	42,879	株主資本	127,771
退職給付に係る資産	8,517	資本金	15,632
繰延税金資産	1,009	資本剰余金	18,387
その他	535	利益剰余金	95,246
貸倒引当金	△ 130	自己株式	△ 1,494
		その他の包括利益累計額	22,205
		その他有価証券評価差額金	15,593
		為替換算調整勘定	2,578
		退職給付に係る調整累計額	4,032
		非支配株主持分	885
資産合計	198,312	純資産合計	150,862
		負債純資産合計	198,312

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 [自 2024年4月1日 至 2025年3月31日]

(単位：百万円)

売上高		138,182
売上原価		99,549
売上総利益		38,632
販売費及び一般管理費		28,419
営業利益		10,213
営業外収益		4,237
受取利息及び配当金	1,431	
受取賃貸料	567	
持分法投資利益	2,000	
売電収入	76	
その他	161	
営業外費用		421
支払利息	32	
為替差損	93	
固定資産賃貸費用	150	
売電費用	35	
訴訟関連費用	67	
その他	42	
経常利益		14,028
特別利益		4,000
固定資産売却益	190	
投資有価証券売却益	3,489	
段階取得に係る差益	320	
特別損失		733
固定資産処分損	448	
汚染土壌処分費用	279	
投資有価証券評価損	0	
その他	5	
税金等調整前当期純利益		17,295
法人税、住民税及び事業税	4,772	
法人税等調整額	△ 448	4,324
当期純利益		12,970
非支配株主に帰属する当期純利益		31
親会社株主に帰属する当期純利益		12,939

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 [2025年3月31日現在]

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	43,529	流動負債	43,215
現金及び預金	3,594	支払手形	111
受取手形	278	買掛金	4,738
売掛金	15,768	電子記録債務	2,927
電子記録債権	3,081	短期借入金	25,111
商品及び製品	2,717	リース債務	10
仕掛品	13,593	未払金	2,222
原材料及び貯蔵品	2,206	未払費用	1,235
短期貸付金	748	未払法人税等	1,456
その他	1,554	賞与引当金	1,204
貸倒引当金	△ 14	役員株式給付引当金	35
		設備関係支払手形	55
		営業外電子記録債務	1,864
		その他	2,241
固定資産	92,478	固定負債	3,274
有形固定資産	29,687	リース債務	19
建物	12,054	繰延税金負債	2,566
窯	616	役員株式給付引当金	405
機械及び装置	4,178	その他	283
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	707	負債合計	46,490
土地	8,184		
リース資産	27	純資産の部	
建設仮勘定	3,919	株主資本	76,225
無形固定資産	1,122	資本金	15,632
ソフトウェア	1,108	資本剰余金	18,810
電話加入権	5	資本準備金	18,810
その他	8	利益剰余金	43,277
投資その他の資産	61,667	利益準備金	3,479
投資有価証券	27,827	その他利益剰余金	39,798
関係会社株式及び出資金	30,785	固定資産圧縮積立金	12
出資金及び長期貸付金	193	繰越利益剰余金	39,785
その他	2,964	自己株式	△ 1,494
貸倒引当金	△ 103	評価・換算差額等	13,291
		その他有価証券評価差額金	13,291
資産合計	136,007	純資産合計	89,517
		負債純資産合計	136,007

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 [自 2024年4月1日 至 2025年3月31日]

(単位：百万円)

売上高		68,819
売上原価		51,269
売上総利益		17,550
販売費及び一般管理費		15,078
営業利益		2,471
営業外収益		5,599
受取利息及び配当金	4,864	
その他	735	
営業外費用		320
支払利息	54	
その他	265	
経常利益		7,751
特別利益		2,890
投資有価証券売却益	2,890	
特別損失		615
固定資産処分損	335	
汚染土壌処分費用	279	
その他	0	
税引前当期純利益		10,026
法人税、住民税及び事業税	2,345	
法人税等調整額	△ 620	1,725
当期純利益		8,300

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

ノリタケ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大北尚史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野孝哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ノリタケ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノリタケ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

ノリタケ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大北尚史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野孝哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ノリタケ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。

虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第144期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、常勤監査等委員が会社の内部監査部門と連携の上、経営会議、主管者会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務し、その取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、さらに「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（公益社団法人日本監査役協会）に掲げられた評価基準項目等に則して監査品質に関連する事項の説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

ノリタケ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 中 村 吉 雅 ㊟

監査等委員 猿 渡 辰 彦 ㊟

監査等委員 森 崎 孝 ㊟

(注) 監査等委員猿渡辰彦及び森崎孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株式事務のお取り扱いについて

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 電子公告の掲載アドレスは次のとおりです。 https://www.noritake.co.jp/koukoku/
定時株主総会の基準日	3月31日
剰余金の配当基準日	期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ホームページ https://www.tr.mufg.jp/daikou/ ※よくあるお問い合わせはQRコードからご確認ください。 
単元未満株式の買取・買増手数料	無料

株式に関するお手続きについて

特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別口座から一般口座への振替請求 ● 単元未満株式の買取（買増）請求 ● 住所・氏名等のご変更 ● 特別口座の残高照会 ● 配当金の受領方法の指定※ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ● 支払期限経過後の配当金に関するご照会 ● 株式事務に関する一般的なお問い合わせ
お問い合わせ先	特別口座管理機関	株主名簿管理人
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ● インターネットによるダウンロード https://www.tr.mufg.jp/daikou/	

※特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ● 支払期間経過後の配当金に関するご照会 ● 株式事務に関する一般的なお問い合わせ 	● 左記以外のお手続き、ご照会等
お問い合わせ先	株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

少額投資非課税口座（NISA口座）における配当等のお受け取りについて

新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関（証券会社等）を通じて配当等を受け取る方式である「株式数比例配分方式」をお選びいただく必要がございます。

ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。

株式に関するマイナンバー制度のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主様からお取引のある証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

株主総会会場ご案内図

株主総会会場

名古屋市西区則武新町三丁目1番36号 本社

電話(052)561-7111



株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

駐車場の用意はございません。ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

